畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三百六十一号**

畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十八条第一項第二号並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第五条第一項及び第十八条の二第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正）

**第一条**　畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」を「環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二―Dの日本国の関税率表についての一般的注釈4(a)、(h)、(i)、(dd)、(ee)、(gg)若しくは(hh)、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改める。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、当該申込みに係る指定糖が」の下に「環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二―Dの日本国の関税率表付録A第B節32(a)(ii)の証明書、」を加える。

第二十四条の四第七号中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」を「環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二―Dの日本国の関税率表についての一般的注釈4(r)若しくは(ddd)又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に、「又は」を「若しくは」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律施行令第十条第三号の規定は、この政令の施行の日以後に関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をする畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。

農林水産大臣　吉川　貴盛

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三百六十二号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の七第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三中「国際約束は、」の下に「環太平洋パートナーシップ協定及び」を加える。

**附　則**

この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三百六十三号**

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三